

富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、地域の居住環境の改善を図り、安全で安心なまちづくりを促進するため、市内にある老朽危険空き家等の所有者等が、当該老朽危険空き家等を除却等することに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(2)敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める土地をいう。

(3)老朽危険空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等（以下「空家等」という。）のうち、次のア又はイのいずれかに該当し、かつウに該当するものをいう。

ア 戸建て住宅又は長屋（隣接する住戸との界壁が二重となっているなど、それぞれの住戸が別個の建築物である場合に限る。）であるもの。

イ 空家等の床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの。

ウ 次に掲げる要件の内、いずれかに該当するもの。

(ア)空家法第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）であるもの。

(イ)住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であって、同法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の規定により、事前に市で判定した評点（以下「評点」という。）の合算が100点以上であるもの。

(ウ)評点の合算が70点以上であり、かつ周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼすものとして、市長が別に定める判定基準を満たすもの。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

(1)市税を滞納していないこと。

(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有

するものでないこと。

(3)前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者でないこと。

(補助対象物件)

第5条 補助対象となる老朽危険空き家等（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1)富山市に存すること。

(2)所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の全ての権利者が補助事業の実施について同意している場合は、この限りではない。

(3)所有者等が複数人いる場合は、その全員が補助事業の実施について同意していること。

(4)故意に破損させたと認められないこと。

(5)公共事業による移転、建て替え等の補償の対象となっていないこと。

(6)この要綱に定める補助金以外に補助事業に係る他の補助金等の交付を受けていないこと。

(7)前各号に掲げる要件のほか、補助金の交付をすることが適當であると市長が認めるもの。

(補助対象事業)

第6条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象物件に係る敷地内の建築物（基礎を含む。）、工作物（地盤面下にあるものを除く。）及び立木その他の敷地に定着する物を解体し、これに伴い生じた廃材等を運搬及び処分する除却事業とする。ただし、特別な理由があるものとして市長が認めるものは、残置することができる。

2 前項に規定する除却事業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業）を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者と請負契約を締結し実施するものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業に要した費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号は、補助対象経費としない。

(1)消費税及び地方消費税に相当する額

(2)家財道具の撤去、運搬及び処分に要する費用

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の額と補助事業を実施する年度の国土交通省における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」に定める除却工事費に老朽危険空き家等の延べ床面積を乗じて得た額のうち少ない方の額に2分の1を乗じて得た額で、500,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、

これを切り捨てるものとする。

（老朽危険空き家等の判定）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、富山市老朽危険空き家等判定事前協議書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出し、事前協議を受けなければならない。

（交付の申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付申請書（様式第2号）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、補助事業の実施前（解体工事に係る請負契約の締結前）に行うものとする。

3 前条に規定する事前協議を受けていない者は、同項の申請をすることができない。

4 申請の受付は、市長が年度ごとに定める期間内に行うものとする。ただし、受付期間内であっても、会計年度の予算に達した場合は、受付を締め切るものとする。

（交付の決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に富山市老朽危険空き家等除却事業補助金交付申請取下書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第13条 第11条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行及び収支の状況について市長の要求があったときは、速やかに富山市老朽危険空き家等除却事業補助金状況報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更等の承認）

第14条 補助事業者は、補助事業の計画等の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出し、承認又は決定を受けなければならない。

(1) 交付決定額の変更を伴う計画変更がある場合、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金変更交付申請書（様式第9号）に、第10条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出し、変更交付決定を受けること。

(2) 交付決定額の変更を伴わない計画変更である場合、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金変更承認申請書（様式第10号）に、第10条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出し、その承認を受けること。

2 市長は、前項の規定により変更交付決定又は承認の申請があったときは、その内

容を審査し、承認すべきと認めたときは、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金変更交付決定通知書（様式第 11 号）又は富山市老朽危険空き家等除却事業補助変更承認通知書（様式第 12 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 15 条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了後 10 日以内、又は交付決定の日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに富山市老朽危険空き家等除却事業補助金実績報告書（様式第 13 号）に別表第 3 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金等の額の確定）

第 16 条 市長は、規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金額確定通知書（様式第 16 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（手続きの特例）

第 17 条 補助事業者は、補助金交付決定後に補助対象の額等に変更を生じた場合（当初の事業計画の趣旨を変更するものではなく、かつ、交付決定額を上回らない場合に限る。）において、規則第 19 条の規定に基づき、規則第 11 条第 1 項に規定する事業計画の変更等の承認及び規則第 12 条に規定する実績報告の手続きを併合することができる。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書兼報告書を市長に提出し、承認又は決定を受けなければならない。

(1) 交付決定額の変更を伴う計画変更がある場合は、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金変更交付申請書兼事業実績報告書（様式第 17 号）に第 10 条に掲げる書類のうち変更に係る書類と別表第 3 に掲げる書類を添えて提出し、変更交付決定を受けなければならない。

(2) 交付決定額の変更を伴わない計画変更がある場合は、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金変更承認申請書兼事業実績報告書（様式第 18 号）に第 10 条に掲げる書類のうち変更に係る書類と別表第 3 に掲げる書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請及び報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認め、その額を確定したときは、規則第 19 条の規定に基づき、規則第 11 条第 2 項に規定する事業計画の変更等の承認及び規則第 13 条に規定する補助金等の額の確定の手続きを併合し、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第 19 号）又は富山市老朽危険空き家等除却事業補助金変更承認通知書兼補助金額確定通知書（様式第 20 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 18 条 市長は、規則第 15 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市老朽危険空き家等除却事業補助金取消決定通知書（様式第 21 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 19 条 市長は、規則第 16 条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市

老朽危険空き家等除却事業補助金返還命令書（様式第22号）により、補助事業者
に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長
が定める期間までに返還しなければならない。

（補助金の経理）

第20条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して
補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければ
ならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して
前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなけ
ればならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長
が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 事前協議に必要な添付書類

提出書類	内容
老朽危険空き家等の位置図及び敷地内の配置図	
老朽危険空き家等の現況写真	空き家の四方から及び敷地全景を申請日までの1ヶ月以内に撮影したもの
その他市長が必要と認める書類	適宜

別表第2 交付申請に必要な添付書類

提出書類	内容
事業計画書（様式第3号）	
収支予算書（様式第4号）	
見積書の写し	補助対象事業の金額が分かるもので内訳を明記したもの
補助対象物件の登記簿謄本（原本）	・申請日から1ヶ月以内に法務局で取得したもの ・補助対象物件が未登記の場合は所有者等であることが分かるものを提出
相続関係の分かる書類	所有者等が相続人である場合のみ、相続関係図、遺産分割協議書、戸籍全部事項証明書等を提出
同意書（様式5号）	所有者が別にいる場合は、所有者全員分の同意書、又はその権限を有することが証明できるものを提出
富山市税の納税証明書（原本）	・税の滞納がないことを証するもの ・概ね1ヶ月以内に取得した最新年度のもの
その他市長が必要と認める書類	適宜

別表第3 実績報告に必要な添付書類

提出書類	内容
事業実績書（様式第14号）	
収支決算書（様式第15号）	
領収書の写し	・補助対象事業に要した費用の支払いが 確認できるもの
施工完了後の写真	敷地の全景が分かるもの
その他市長が必要と認める書類	適宜